

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室
			担当職員 山内
日 時	平成28年6月17日(金曜日)	開 議	午前10時00分
		閉 議	午後 0時12分
出席委員	石野 ○山本 三上 奥野 田中 竹田 木曾 (堤委員 欠席)		
執行機関 出席者	藤村市長公室長、山内ふるさと創生課長、 田中生涯学習部長、伊豆田市民力推進課長、三宅スポーツ推進課長、篠部スポーツ推進課主幹、 大西総務部長、石田総務課長、森川自治防災課長、山内自治防災課副課長、 林税務課長、谷税務課担当課長、伊津自治防災課主幹、吉田自治防災課消防係長、 山本教育部長、白波瀬教育部次長、吉村教育総務課長、土岐学校教育課長、田中学校教育課副課長、 玉記会計管理室長、小栗財産管理課長、鎌江財産管理課公共施設マネジメント係長		
事務局	門局長、山内次長		
傍聴	可	市民 0名	報道関係者 0名
			議員 1名(小松)

会 議 の 概 要

10:00

1 開議

2 事務局日程説明

10:05

3 議案審査

10:05～

【市長公室】

(1)第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

(市長公室 入室)

市長公室長

あいさつ

ふるさと創生課長

説明

質疑

<田中委員>

寄附金9700万円を計上されているが、その確実性はどの程度見込んでいるか。

<ふるさと創生課長>

当初計上分と合わせたふるさと力向上寄附金1億円の根拠として、高島屋の例がある。高島屋が昨年、滋賀県の高島市と契約しており、そこが1ヶ月平均1100万円あった。本市では8月から実施するので、8ヶ月分で8800万円となる。また、楽天の例で、同じ人口規模の市を探すと茨城県古河市が人口14万人で、1ヶ月当たり2280万円という数字が出ており、8ヶ月分で1億8000万円となる。単純に2つを足して2で割ると1億3400万円となる。

ただ、減少要因を考えると、競争相手が増えている状況にあること、また、増加要因としては2社であるので、告知とかPR力が2倍となることがあり、これらの要因を総合的に勘案する中で、1億円を確保できるのではないかと見込んでいる。

< 田中委員 >

あくまで仮定の数字であり、これだけ多額の歳入を計上するのはいかなものかと思う。

次に、プロポーザルで楽天、高島屋以外に応募はあったのか、

また、プロポーザルで2社を選んだ理由は。

なお、双方から出されてきたものを資料として提出願いたい。

< ふるさと創生課長 >

プロポーザルに参加した業者は、JTB、サイネックス、郵便局の物販サービス、佐川急便、楽天、高島屋の6社であった。

資料は、後ほど提出させていただく。

< 木曾委員 >

業務委託5662万7千円の分で、楽天と高島屋の内訳は。

< ふるさと創生課長 >

全体の1億円の内訳としては、返礼品が40%、委託料と事務的経費で22%、市に残るのが38%となっている。

委託料としては、楽天が5000万円設定のうちの59%、高島屋は5000万円設定のうちの65%となっている。

< 木曾委員 >

率はわかったが、金額的にはどうか。

< ふるさと創生課長 >

楽天が2900万円、高島屋が3200万円である。

< 木曾委員 >

それぞれの市町村が払っている委託料の相場はどれくらいか。

< ふるさと創生課長 >

すでに実施済みの他市の状況としては40%~50%という数字が出ている。その裏付けとして、新聞で平成27年度の全国平均が出ており、事務経費の全国平均は48%で、寄附金として残るのは52%となっている。

亀岡市では返戻率は若干高くなっているが、後発組でもあるので、一定、仕方のないところと思っている。

また、地元業者育成のため、定価で仕入れを行っていることもあるが、しっかりそれを返していきたい。

< 木曾委員 >

亀岡市に1億円を残すためには、どれくらいの寄附金が必要となるのか。

< ふるさと創生課長 >

約4割が市に残るので、2億5000万円の寄附金で1億円が残る計算となる。

< 木曾委員 >

地元産品をうまく使うことについて、楽天や高島屋は考えてくれるのか。

< ふるさと創生課長 >

考えてくれる。特に、高島屋はバイヤーでもあるので、アドバイスをしてくれることとなっており、産品としての質は上がるものと思っている。また、楽天も高島屋もインターネットに載せるので、ふるさと納税が終わった後でも、高島屋が取り引きを続ける業者も出てくると思っている、楽天も楽天市場というサイトに載ってくるので、販路が広がることを期待している。

< 木曾委員 >

本市として、業者に全部任せるのではなく、本来のふるさと納税の趣旨にあった産

品となるように取り組んでいく必要があるように思うがどうか。

<ふるさと創生課長>

まず業者への説明会を開催し、了解していただいた所に、楽天、高島屋がいつてもらっている。

決して丸投げはしておらず、今後もその様な方法でやっていきたい。

<田中委員>

業者の利益率が良すぎるのではないかと感じる。

また、寄附金は基金に積み立てられるが、本来、高島屋等の業者に支払う経費は、この寄附金の中から支払うべきと考える。(意見)

(質疑終了)

10:27

(2)第2号議案 亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

ふるさと創生課長 説明

質疑

<田中委員>

長期ということだが、何年か。

<ふるさと創生課長>

条例に基づき5年以内としている。

<田中委員>

楽天と高島屋は条例の上限の5年としているのか。

<ふるさと創生課長>

5年としているが、ふるさと納税がいつまで続くか不確実な部分もあり、その他、状況に応じて、契約を解除することも考えていきたい。

<木曾委員>

インターネットを利用してふるさと納税をしていただくことも基本的なスタンスになると思う。その際、納付者の個人口座、カード等のセキュリティ対策について、楽天、高島屋と確認はされていると思うが、被害が発生した場合のことについては、長期契約の中に含まれているのか。

<ふるさと創生課長>

個人情報の漏えいについては、非常に心配されるところである。特にクレジットカードについては、それを専門に取り扱う業者と契約することになる。そのデータは亀岡市も知ることができないので、データが漏えいした場合に亀岡市に損害を与えられることはないが、もちろんきっちりと契約を交わして、顧問弁護士にも見ていただいて調整をしているところである。

<木曾委員>

寄附をしていただいた方の個人情報に漏えいした場合は、楽天なりカード会社との間できっちり整理が出来て、亀岡市にはいっさい問題は起こってこないという理解でよいのか。

<ふるさと創生課長>

そうならないように、しっかり契約を交わしていきたい。ただ、カードを不正利用された場合は、寄附金は返還するにしても、ふるさと産品については、亀岡市が損害

を被る可能性は残っている。このことについては、契約ではどうしようもないので、保険をかける等の検討材料かなと考えている。

<木曾委員>

多額のふるさと納税がされている他の団体で、そのようなことが実際起こっているのかどうか、また、それにきっちり対応できているのか等、そのあたりの状況はわかるか。

<ふるさと創生課長>

いまのところ、そういう問題は起きていないと聞いている。

<田中委員>

地方税法等の改正で企業からのふるさと納税が出来るように変わると思うが、企業からの寄附については、法的にも一定の制限を設けることは、国会審議の中でも言われているところであり、企業との癒着、便宜供与等がないように、十分に内規を定めるなどしてやっていただきたい。

また、今年度、企業からのふるさと納税をどれくらい見込んでいるのか。

<ふるさと創生課長>

企業版ふるさと納税のことかと思うが、まず、寄附できる対象が、亀岡市の地方創生に係る総合戦略に盛り込んである事業に限定されている。さらにその事業に対する寄附については、国の了解を得なければできないシステムになっており、亀岡市はまだそこまで動いていない。

<石野委員長>

先ほど、田中委員からあった資料の提出について、よろしく願う。

<ふるさと創生課長>

了解した。

(質疑終了)

10 : 40

(市長公室 退室)

10 : 42 ~

【生涯学習部】

(1)第3号議案 亀岡市市民プール条例の一部を改正する条例の制定について

(生涯学習部 入室)

生涯学習部長

あいさつ

スポーツ推進課長

説明

質疑

<木曾委員>

新旧対照表により、もう少し詳しく説明を願う。

<スポーツ推進課長>

現行では、東部、犬甘野、川東の3つの市民プールとなっているが、改正後は、東部と川東の2つの市民プールとして、犬甘野市民プールを削除するということである。

<田中委員>

川東市民プールの利用者はどれくらいか。

<スポーツ推進課長>

平成27年度で、
川東市民プール 1547人
東部市民プール 3841人
であった。

<奥野委員>

犬甘野市民プールの廃止後の利用法について、もう少し具体的に説明願う。

<生涯学習部長>

地元と調整する中で、市民いこいの広場、また、公園として整備をする計画である。

(質疑終了)

10:44

(生涯学習部 退室)

10:46～

【総務部】

(1)第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

(総務部 入室)

総務部長 あいさつ
各課長 説明

質疑

<竹田委員>

油圧ジャッキの現在の整備状況は。

<自治防災課主幹>

今、現状は配備できていない。

今年度初めて配備する予定である。

<田中委員>

被災地支援経費の中の業務委託料の内容は。

<自治防災課長>

給水車等の借上げ等に関する業務を委託するものである。

(質疑終了)

(2)報告第2号 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について
第4号議案 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

税務課担当課長 説明(一括)

質疑

<木曾委員>

軽自動車税について、燃費偽装に係る市としての影響はどうか。

<税務課担当課長>

市にも影響はある。

三菱自動車等の業者からの連絡や、国・府から今後どうするのか具体的な対応についてはまだ下りてきていないが、税金のアップ分について、個人になるのか、業者か

らになるのかは決まっていないが、今後、回収していくことになるの見込んでいる。

<総務部長>

国等からまだ通知はないが、通知があり次第、それに従って対応していきたい。

<田中委員>

補てん分について、買われた個人には責任がないと思うので、市としても自動車メーカーから出してもらうように要望してももらう方がよいと考えるがどうか。

<総務部長>

ご意見は承る。

いずれにしても、全国で統一した対応になるものと思っている。

(質疑終了)

11:05

(総務部 退室)

11:07~

【教育部】

(1)第1号議案 平成28年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

(教育部 入室)

教育部長

あいさつ

学校教育課長

説明

質疑

<田中委員>

起業体験推進事業とは、具体的にどのようなものか。

<学校教育課長>

西別院小学校での授業であり、4年から6年を対象として、地域の資源を活用した商品アイテムを出してもらい、商品化して販売実践まで行うものである。

具体的には、商品企画の段階から、在庫が発生しても赤字決算にならないようにどうするかを考えさせたり、犬甘野営農組合の支援と協力を得て事業を進めているものである。

<竹田委員>

府の委託事業の、学校への振り分けはどのようにされているのか。

<学校教育課長>

京都府から事業の打診があり、各学校の校長先生と調整しながら決定している。

<竹田委員>

例えば、訪問型家庭教育支援事業であれば、曽我部小学校以上に家庭的な課題を抱えている学校もあるように思うが、積極的にそういう学校へもっていくという意識的なものは教育委員会としてなかったのか。

<学校教育課長>

府からの委託事業であり、決定の際には府と、市内の学校の状況を十分協議して、最終的には府の方で総合的に判断されたものである。

<木曾委員>

「法やルールに関する教育」については、学年の指定があるのか、ないのかも含めて、

もう少し詳しく説明を願う。

< 学校教育課長 >

全学年が対象で、学校で決められた校内ルールについて、なぜそのようなルールがあるのか等について気付かせること、そのルールに則って楽しく充実した学校生活を送れるようにすること、また、自分たちのよりよい学校生活を築くために、自分たちできまりを作り、守っていくという活動につなげるものである。

< 山本副委員長 >

コミュニティスクールについて、学校運営協議会を設置してされるということであったが、これは市内で初めてなのか、モデル事業としてされるのか。

< 学校教育課長 >

以前にも他の学校で取り組んだ経過があるが、最終的には学校運営協議会の設置にまでは至らなかった。

今回は、東別院小学校で事業を推進することとし、小規模校ということでもあるが、特色ある学校づくりの一つとして、学校と相談しながら導入していこうということになった経過がある。

< 三上委員 >

今、説明いただいたそれぞれの事業は、各学校や教育委員会のホームページを見ればわかるようになっているのか。

< 学校教育課長 >

まだ5月に内定をいただいたばかりであり、今回、議会にかけさせていただき、その後、各学校で事業を推進していく過程の中で、ホームページにも載せられていくことになると思っている。

< 三上委員 >

指定の期間は2年となっているのか。

< 学校教育課長 >

事業によって違うが、だいたい2年となっている。

(質疑終了)

(2) 報告第3号 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

教育総務課長 説明

質疑

なし

11 : 24

(教育部 退室)

(休 憩)

11 : 24 ~ 11 : 35

4 討論 ~ 採決

(委員間討議なし)

討論

< 田中委員 >

第 4 号議案の条例改正案は、消費税率 10 % 引き上げを前提として提案されており、条例が通れば、それはひとり生きていくことになり、変更・見直しの担保がないので、反対である。

採決

< 石野委員長 >

賛成者は挙手願う。

第 1 号議案 (一般会計補正予算)	挙手全員	可決
第 2 号議案 (長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正)	挙手全員	可決
第 3 号議案 (市民プール条例の一部改正)	挙手全員	可決
第 4 号議案 (市税条例等の一部改正)	挙手多数	可決
報告第 2 号 (市税条例等の一部改正)	挙手全員	承認
報告第 3 号 (亀岡市立幼稚園条例の一部改正)	挙手全員	承認

指摘要望事項

< 石野委員長 >

指摘要望事項はあるか。

< 木曾委員 >

第 1 号議案と第 2 号議案のふるさと納税に係る内容について、個人情報セキュリティ対策の部分で、契約相手方の委託業者に対して、きっちりとしてもらうように、念押しすることが大事と考える

また、第 4 号議案については、消費税率の 10 % への引き上げが延期となった状況の中で、施行日等の確認をしておきたい。

< 事務局長 >

第 4 号議案の関係については、指摘要望ということではなしに、施行日等の確認をさせていただくということで、よろしく願う。

11 : 45

5 陳情・要望について

(1) 非核・平和施策に関する要望書

聞き置く程度とする。

11 : 46

6 行政報告

(1) 亀岡市公共施設等総合管理計画素案の概要について(会計管理室)

会計管理室長 あいさつ
財産管理課長 説明

質疑

<木曽委員>

本日は概要説明ということで、再度、総務文教常任委員会で詳細説明を願いたいですが、どうか。

<財産管理課長>

事務局と日程を調整し、説明させていただく。

(質疑終了)

11:58

(会計管理室 退室)

7 その他

<事務局長>

先ほど、指摘要望事項の整理の中で確認させていただくことになっていた第4号議案の関係については、現時点では、消費税関係の税法については現行のままであることから、一旦このままにしておいていただき、施行日が平成29年4月1日の施行となっているので、12月もしくは3月議会を目途に、国の法令改正を受けて、条例改正を行いたいということであったので、報告させていただく。

<木曽委員>

施行日は、平成29年4月1日としているが、国の法令改正を受けて、その施行日が変わるという理解でよいか。

<事務局長>

そのとおりである。

指摘要望事項からはずしていただくということで、よろしくお願いします。

(1) 第30回人権啓発京都府集会への参加について

石野委員長が参加することに決定

(2) 議会だよりの内容について

審査内容

ふるさと納税関係の第1号議案、第2号議案とする。

・行政視察報告

別紙の「議会だより原稿(案)」で了承

(議会だよりに、3常任委員会共通で、「詳細は議会図書室でご覧ください。」という旨表記するように求める意見あり。)

(3) 行政視察のまとめについて

別紙の「行政視察のまとめ」で了承

(4) 議会報告会の意見対応について

別紙のとおり決定

(5) 次回の日程、内容等について

< 事務局次長 >

市長公室から追加提出の資料については、その取扱いについて十分注意を願う。

< 石野委員長 >

次回は、6月23日(木)午前10時から、委員長報告の確認を願う。

他になければ、これで総務文教常任委員会を閉議する。

12:12 閉議